平成２９年（フ）第２００５号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目14番31号　基アパート２Ｆ
債務者　尾上亜由美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２００８号
横浜市旭区今宿西町255番地　栗原筑池ビル205号
債務者　高橋　弘子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４４号
東京都青梅市新町７丁目63番地の５エルベール新町Ⅱ号館123
債務者　下條　　篤
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８２４号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西26―711
債務者　菅谷　昌弘
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８６３号
東京都多摩市馬引沢２丁目２番地の２ビラ・サンセット401
債務者　田村真由美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８７４号
東京都武蔵野市桜堤２丁目12番19号リヴェール桜堤202
債務者　田村　真弓
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４９４号
東京都八王子市中野山王２丁目29番３号エトワールセゾン303号
債務者　北島　義信
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７８６号
東京都青梅市野上町３丁目２番地の10アーバンメゾン青梅303
債務者　片山亜未菜
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９６３号
横浜市泉区岡津町2531番地61
債務者　河西由紀子（旧姓多呂・立川・一瀬）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９８３号
横浜市港北区大倉山６丁目17番15―105号
債務者　湯本　隆徳
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０００号
横浜市神奈川区松見町２丁目442番地　榎荘203号
債務者　青島　史武
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２００３号
横浜市港北区綱島上町46番地３　Ｂ―222
債務者　沼田絵美子（旧姓岩瀬）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０１２号
神奈川県茅ヶ崎市小和田１丁目７番40号ジュネス湘南Ｅ―102
債務者　吉田　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１２２号
神奈川県横須賀市浦郷町３丁目64番地
破産者　合資会社平松屋商店
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１９号
埼玉県上尾市本町３丁目７番３号
破産者　株式会社山本建設
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７３２号
さいたま市北区別所町76―10
破産者　合同会社ＭＩＮＡＭＩ
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係